



Title	外国人児童生徒の教育保障に関する法整備と行政介入の日伊比較：北イタリアのトレント自治県における「2008年3月27日付県知事命令第8-115/Leg号」 全文訳・訳注付
Author(s)	望月, 由美子
Citation	子ども発達臨床研究, 17, 1-21
Issue Date	2023-03-24
DOI	10.14943/rcccd.17.1
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/88636">http://hdl.handle.net/2115/88636</a>
Type	bulletin (article)
File Information	020-1882-1707-17.pdf



[Instructions for use](#)

## 一般論文

# 外国人児童生徒の教育保障に関する法整備と行政介入の日伊比較

— 北イタリアのトレント自治県における「2008年3月27日付県知事命令第8-115/Leg号」全文訳・訳注付 —

望月 由美子

## A Comparative Study on Legislation and Administrative Interventions on Educational Guarantees for Students from Migrant Backgrounds in Japan and Italy

— With complete translation of Decree of the President of The Province  
No. 8-115/Leg. of 27 March 2008  
of the Autonomous Province of Trento in Northern Italy —

Yumiko MOCHIZUKI

## 要 旨

外国人児童生徒の受入、及び教育保障の条件整備をどう進めるべきか。この問いに対し、本稿は北イタリアのトレント自治県が定めた2008年3月27日付県知事命令第8-115/Leg号「県教育制度における外国人児童生徒の参加と統合に関する規則」を取り上げてこれに先立つ移民受入状況やそれに伴う法制度と併せて検討し、日本の政策への示唆を得るべく制度運用の検証を行った。イタリアは、2000年頃より外国人児童生徒に対する教育の権利、就学義務等の法的保障を進めており、なかでもトレント自治県は外国人児童生徒に公平性・平等性をもった学習権保障のための法制度及び実施規則を整備し、母語・母文化の教育支援、専門職員の確保、ラボラトリーや個別学習コースの設定など、透明性の高い行政介入型の支援を推進してきた。日本は現在、外国人未成年の不就学及び日本語教育支援課題を抱えながら、制度的保障の展望をいまだ描けていない状況にあり、ゆえにこのトレント自治県の事例等を手掛かりに、われわれもまた行政介入型の支援の仕組み、条件整備の議論を進めながら、日本型モデルを検討することが求められるとした。

**キーワード：**移民、外国人児童生徒、教育保障、イタリア、トレント自治県

### 1. 先行研究と問題設定

本稿は、国際移民の数が世界的な増加傾向をみ

せる中、外国人児童生徒の統合と包摂の問題を公教育でいかに支援・保障すべきかという問題について、EU第4位の移民大国であるイタリアの事

例を取り上げ、行政介入型支援、法的保障みの積極的側面を検討するものである。

イタリアの移民教育に関する先行研究は80年代より徐々に進展をみせており、言語学<sup>1)</sup>、文化人類学、臨床学、教育社会<sup>2)</sup>、統計学、教育方法<sup>3)</sup>など多面的領域からの蓄積をもつ。しかし、法制度や行政介入のあり方をめぐる議論はいまだ寡少であり、Malusà (2018) が指摘する、国籍や言葉の不利を抱えるマイノリティの子どもたちもつ教育の権利義務をより公平性・平等性に適った見地から法的保障がなされるべきとの問いかけは、従来手薄であったこの領域によりやく光を当てたものであった。本研究はこのMalusàの視点に立ち、教育保障に必要な法的介入、条件整備について検討を進めるものとなる。

そこで本稿では、2000年以降比較的早い段階から外国人児童生徒の教育保障に関する法制度を整え、行政による介入的関与及び実践の成果をあげてきたイタリアの自治体のひとつ、アルト・アーディジェ特別自治州トレント自治県を対象とし、同自治県が制定した2008年3月27日付県知事命令第8-115/Leg号「県教育制度における外国人児童生徒の就学と統合のための規則」<sup>4)</sup>（以下、「規則」と略す）で定められた教育条件整備のあり方についてみていくことにする。

同規則は、2006年にトレント自治県が外国人児童生徒の就学と統合を促進する目的で定めた県法（後述）の実施規則として定められたものである。大枠の方向のみ示す法律と異なり、実際的な運用方法、人事採用と管理、教育機関における責任主体の設置等について具体化されたものであった。

以下、はじめにトレント自治県の地政学的特徴と外国人児童生徒の就学状況を確認する。続いてトレント自治県の移民教育保障制度の内容とその運用方法を規則を中心に検証し、本稿の後半では同規則の全文翻訳を試み、資料として付す。

## 2. トレント自治県における外国人児童生徒の就学状況と法整備

トレント自治県は北イタリアのアルプス山中に位置するトレンティーノ＝アルト・アーディジェ特別自治州<sup>5)</sup>にある。第一次大戦までオーストリア＝ハンガリー帝国の領土の一部をなしていたことからドイツ話話者も多く、地政学的に複雑な歴史をもつ地域である。

人口は540,958人（2022年1月1日現在）（ISTAT: popolazione2022）、外国人居住者数は48,276人（Tuttitalia.it）と約9%の割合を占めている。県内の学校に通う外国人児童生徒の割合をみると、約20年前の2001/02年度は3.79%（2,122人）（MIUR2002: 72-73）であったが、2019/2020教育年度には11.3%（7,926人）（PAT2021: 31）と3倍近く増えており、コロナ渦であった2020/21年度も12.0%（9,488人）（MI2022: 60）の割合を占めた。

2000年を過ぎた頃よりトレント自治県は、国の法改正（後述）を踏まえつつ、外国人児童生徒の統合と包摂を念頭に教育方法や学習内容、組織的運営、行政介入の内容等を検討し法整備を進めてきた。2006年には母語教育の保障措置、県の介入による異文化間教育の推進、教育機関の介入と責務に関する内容を規定した「1997年7月14日付県法第11号『義務教育における外国語教育』」の改正、さらに同じ年に県法第5号第75条「外国人児童生徒の就学と統合」<sup>6)</sup>（以下、「県法」と略す）も制定された。

この県法は、イタリア政府が移民統合を目指して定めた1998年3月6日付法律第40号（外国人教育、異文化間教育）<sup>7)</sup>、1999年8月31日付大統領令第394号第45条（学校登録）<sup>8)</sup>、2005年4月15日付立法命令第76号第1条（学校教育及び職業訓練に関する就学権利－義務）<sup>9)</sup>の3つの法律を基盤としてつくられたもので、未成年であれば国籍や滞在身分（不法滞在を含む）を問わず教育の権利と就学義務をもち、教育支援の対象となることを前提とし、その就学促進とイタリア社会への統合を目指して構想されたものであった。

つづく2008年の規則は、この2006年の県法第5号第75条の実装を図り、定められたものである。このときはじめて、県政府による外国人児童生徒の行政支援と介入内容が具体化された（規則第3条：県の介入と活動）。同規則ではまた、異文化間教育を推進するための専門職員の雇用に関わる人事・採用規定、及びその人員確保の方法、県庁各組織及び県内教育機関内での異文化間教育事業責任者の設置（詳細は第5-8条）、さらに県が関係者に提供するサービス内容（第14条）についても明記された。

### 3. 規則の目次構成

ここで、規則の目次を掲げ、全体の構成を確認しておく。

#### 第一章 目的と対象者

第1条 目的と定義

第2条 対象者

第3条 県の介入と活動

第4条 県立の学校教育及び職業訓練機関の介入と活動

#### 第二章 児童生徒の統合と異文化間教育のための専門職資源

第5条 専門職資源

第6条 異文化間事業責任者

第7条 言語的ファシリテーター

第8条 文化間メディエーター

#### 第三章 児童生徒の統合と異文化間教育に関する介入実施のための手段とサービス

第9条 受入規約

第10条 個別指導コース

第11条 児童生徒のためのイタリア語の語学ラボラトリー

第12条 母語の維持と保障

第13条 (国際)養子となった外国人未成年の就学のための特別介入

第14条 専門的助言(コンサルティング)、研修、文献資料サービス

第15条 国認定の学校、及び職業訓練機関のための規定

第15条乙 専門職員の活用を保証するための最終規定

第16条 規則の効力と初回適用時に関する規定

規則は全体で16の条文から構成されており、第1条では外国人児童生徒の学習支援として介入推進する活動内容とその目的、第2条では、対象者となる外国人児童生徒の定義、3条と4条では、県の介入範囲と学校及び職業訓練機関が介入する内容が各々示され、第5-8条は県の介入範囲及びその具体的活動と手順、第9-13条は学校及び職業訓練機関が担う介入的活動と責務、第14条は県が教員、教育機関に提供するサービス、第15条は県立ではないが国が公的教育機関と認める学校の取扱い、第16条は規則施行前の期間に関する取扱いについて述べられている。

また、規則の全条文を通じて、「促進する *promuovere*」「支援する *supportare*」「実現する *realizzare*」「奨励する、支援する *favorire*」「用意する、対処する *provvedere*」という動詞が散見され、県の積極的介入の意思も示されている。

そもそも、この規則制定の目的は、県政府と学校教育機関の連携的介入を通じて、言語的文化的な困難及び心的ストレスを抱えやすいマイノリティの児童生徒の教育保障を、より組織的で安定的、かつ質の高いものとして提供するところに主眼が置かれている。ゆえに、規則の目的を述べた第1条では外国人児童生徒の就学促進と統合がまず明記されており、公教育において家族や社会を巻き込みつつ目指されるべきものであることが述べられている。後述する規則第二章の「児童生徒の統合と異文化間教育のための専門職資源」、第三章の「児童生徒の統合と異文化間教育に関する介入実施のための手段とサービス」は、その実装化のための具体的手順・方策を示した部分であり、行政、教育機関を含む公的介入措置が、移民を背景にもつ子どもたちやその保護者にとっていかに必要であるかを伝える原則部分をなすといえる。

本稿でこれらすべての条文をみていくことはできないが、規則の本体をなす第二章、第三章の中から幾つか重要と思われる点を取り出し、その内容と意義を少し掘り下げて確認していきたい。

#### 4. 移民統合のための専門職資源

規則第二章の「児童生徒の統合と異文化間教育のための専門職資源」では、県が具体的に管理・関与している業務が記されている。この「資源」(直訳で、「資源、手段、方策」を表す)という言葉が示す範囲は極めて広く、教育に関する資源に関しても人的・物的・環境的なものまでじつにさまざまな内容が含まれてくる。規則の中では異文化間教育を推進する専門職員を資源と定義づけており、とりわけ3つの職種:異文化間事業責任者(第6条)、言語的ファシリテーター(第7条)、文化間メディエーター(第8条)に関する採用基準、職務内容等が規定されている。

とくに、言語的ファシリテーターと文化間メディエーターに関しては、外国人移民の増加が顕著となってきた80年代、90年代に生まれた専門職業領域である。近年、学校や労働の現場をはじめさまざまな分野でニーズが高まっている。現在、言語的ファシリテーターと文化間メディエーター移民とホスト国の住民との間を繋ぐいわば文化的架け橋となり、とりわけホスト大国である欧州先進諸国において専門職として活躍しはじめている。

##### 4-1 言語的ファシリテーター(第7条)

まず、第7条に定められた言語的ファシリテーター(facilitatore linguistico)からみていきたい。ここで言う言語的ファシリテーターとは、議論を円滑に進め促進・支援する人、会議などを効率的に運営する進行役を意味するファシリテーターではない。イタリア語の非母語話者である移民を対象に、「第二外国語としてのイタリア語」(IL2: Italiano come lingua seconda, 以下「IL2」と略す)を教える専門知識をもつ人たちで、1980年代後半より徐々に専門化されてきた(Mazzocato

2007)。近年、学校教育現場でのニーズが高まり、トレント自治県が採用する言語的ファシリテーターは、外国人児童生徒のための語学ラボラトリー(後述)を企画・運営する他、外国語文化、言語教育学、異文化間教育の分野に関する知識に基づく教材開発、教員の研修セミナー運営などの場面で活躍している。

この言語的ファシリテーターの雇用に関して、トレント自治県は独自の資格制度を導入している。その要件とは、①3年制以上の大学卒業資格を有する者、②非母語話者の場合はEU基準のCEFR<sup>10)</sup>のC2レベル以上のイタリア語能力を有する者、③県が企画したファシリテーター業務に関連する150時間以上の特別研修の履修者、である。各項目に代替措置もあるが、志願者は全項目の要件を満たす必要がある。

そして資格を満たした志願者は、県が作成する有資格者の「名簿」(規則第3条第3項)に登録され、県の担当者は学校及び職業訓練機関から要請があった場合、その名簿をもとに適切な人員を教育機関に紹介・配置するシステムをとっている。この資格制度と名簿システムは、イタリア語教育の質を保障する条件整備として機能しており、さらに県が費用負担することで安定的な供給に繋がるものとなっている。

言語的ファシリテーターは非母語話者のイタリア語教育のほか、科目教員らと共に成績評価判定にも参加し、外国人児童生徒の言葉の不利を鑑み、公平な学力評価、進路指導において重要な役割を果たしており、その専門性の質を行政主導で確保・提供することは重要な点であるといえる。また、県から派遣された言語的ファシリテーターの採用判断は教育機関側に委ねられており、不採用の場合は再度、県が選定して派遣する。つまり、行政介入の柔軟さも持ち合わせているといえ、現場的にも利用しやすい制度となっているといえよう。

#### 4-2 文化間（インターカルチュラル）メディエーター（第8条）<sup>11)</sup>

続く文化間メディエーター（mediatore interculturale）とは、公的な教育、福祉医療、警察司法などの分野で移民が適切なサービスを受けられようにするための専門的職業である（彌吉 2016）。移民の母語、及び移民文化に精通し、移民とイタリア人の紛争の仲裁や問題解決の支援（アドボカシー）を務め、教育機関に導入される場合は、イタリア人の学校と移民の親子の意思疎通を円滑化し、信頼の絆をつくりだすことに貢献する。90年代頃より職業訓練で養成講座がはじまり、現在は主に移民出身の女性が活躍する場となっている。

この文化間メディエーターに関しても県は独自の要件を定めており、①イタリア語の知識に関して、CEFR B2 レベル以上、もしくはイタリアの後期中等教育修了を証明する卒業資格（ディプロマ）を有する者、②学歴に関して、12年以上の教育課程を修了していること、③文化間メディエーションに関する県が企画した150時間以上の特別研修の履修者であること、④県が定義する移民経験をもつことである。

この要件のなかでファシリテーターと異なるのは、移民経験が問われている点である。たしかに外国人親子にとって、対応してくれる人物が自分と同じ母国出身者であることは精神的安堵を与えてくれる。しかも、移民という困難な経験を実感として共有してくれる点も信頼関係を築きやすく、理解者＝支援者として寄り添う存在であることは重要である。先に触れた1999年の大統領令第394号第45条第5項においても、必要に応じて学校がメディアトールを活用することが推奨されており、その存在の重要性は早い段階から認識されていたといえる。

しかし、文化間メディエーターの雇用形態は非正規雇用が中心であり（彌吉 2017）、イタリア人教員の有資格者が多い言語的ファシリテーターに比べて、経済的に不安定な状況を抱えるケースが少なくない。移民女性が中心的な担い手になっている要因もここにあると推定されている。ゆえに

現在、イタリアでは国家基準の有資格制度を整備することで最低限の専門性を確保する体制を整え、この専門職に就く人たちの雇用機会の拡充と給与保障の全国的整備を検討ははじめているところにある（GLI2014:7）。

日本でもコミュニティ通訳の導入が図られているが、文化間メディエーターは通常通訳とは性質を異にする役割を担っている（彌吉 2017）。彼らの専門性は移民の文化的背景を理解した上で、本人の語り（発話）を促す支援者としてそばに立ち、機械的な通訳者とは異なる話者間の意思媒介的存在となる点に重要な位置づけをもつ。わが国においても、文化間メディエーターに比する専門的支援者の育成は必要であり、不利を負う人々の人権を守るために、よりきめ細やかな支援のあり方として検討すべき課題であるといえよう。

#### 5. 学習権の保障制度としての個別指導コースとラボラトリー

規則第三章では、「児童生徒の統合と異文化間教育に関する介入実施のための手段とサービス」として、外国人児童生徒の受入規約、個別指導課程、IL2 ラボラトリー、母語教育支援、国際養子の就学支援<sup>12)</sup>、県の専門的助言・研修・文献資料サービスについて述べられている。とりわけ、個別指導コースに関しては、90年代より、イタリアで法整備が進んでいる特別なニーズ教育（BES: Bisogno educativo speciale、以下「BES」と記す）という子どもの学習権保障に関わる部分を担う。BESは従来、心身障害、学習障害をもつ対象者を中心に考えられてきた教育保障の規定であったが、2012年12月27日付省令及び2013年3月6日付大臣通達第8号において、はじめて社会的文化的不利を負うエスニック・マイノリティの子どもたちにも保障の範囲が広がった。学級評議会（consiglio di classe）<sup>13)</sup>の合意の下でという条件付きではあったが、移民ルーツの子どもの学習ニーズにあわせた教育保障を国が奨励したとう点で重要な転機となった<sup>14)</sup>。そこで以下、この

BESに関連する規則第三章の2つの条文を取り上げてみていきたい。

### 5-1 個別指導コース（第10条）

第10条に定められた個別指導コース（PDP: percorsi didattici personalizzati、以下「PDP」と記す）は言語的・社会的・経済的に不利な状況に置かれやすい外国人児童生徒のための教育支援のひとつである。それぞれの子どもの状況に応じて学習内容・到達目標・指導方法を検討し、それぞれの能力を伸ばしていくために、イタリアの初等・中等教育現場では教育の進め方のスタンダードとなってきた。

このPDPを運用するにあたり、トレント自治県の教育機関では各々、子どもの学習状況に関する情報を記入するPDP専用フォームを準備することになっている<sup>15)</sup>。そのフォームには児童生徒の基本的な個人情報、家族情報、移民の背景（家族と共に移住、家族再結合、国際養子、保護者なし、ロマ人等）、母語、出身国での既習教科と単元、イタリア語能力などが書き込まれ（Arici2015: 67-91）、学級評議会のメンバーで最終的に完成させるものとなっている。担当教員全員がこれを情報共有して、適宜、更新も加えるシステムをとっており、これによって児童生徒に必要な学習活動、ラボラトリー（後述）への参加などをその都度、話し合える状況が生まれている。

また、PDPを必要とする外国人児童生徒に対しては、年間学校計画で定めた教科学習の時間を一部割愛しながらも、とりわけイタリア語のラボラトリーなどに参加するように、学校の担当者から子どもと親もしくは保護者にその目的と理由を伝えて参加を促し、優先度の高い教科から学んでいけるよう働きかけを行うことになっている（Arici-Bampi2012: 77）。合意されれば、個別指導コースを組み立てることになる（第10条第3項）。

さらに、2006年の県法に基づき、外国語（英語、独語）の授業の代わりに母語教育を代替することも認められている。規則でもその推奨が図られているが（第12条）、これについては、言語によっ

て難しい場合もあり、対応の可否含めて学級評議会が判断することになる（第10条第4項）。特別なニーズ教育に対応した個別指導コースの運営は、先に述べた専門職資源の利用や、次項で触れるラボラトリーとセットで進められており、移民ルーツの子どもたちにより豊かな学習経験の機会を保障する基礎をなしている。

### 5-2 イタリア語の語学ラボラトリー（第11条）

イタリア語の語学ラボラトリー（laboratori linguistici di italiano）とは、非母語話者を対象に、学校の年間時間割とは別に計画される選択制の語学授業のことである。コンピューターなどのシステム導入による音声教材を利用した語学ラボとは異なる。

言語的ファシリテーターと、クラスの教科教員によって企画運営され（Arici-Bampi2012: 76）、レベル別・目的別の少人数編成で実施される。レベルは入門的な日常のコミュニケーション用イタリア語から、学校の勉強に必要な専門用語を含むイタリア語学習まで用意される。イタリアに到着して間もない移民の子ども（NAI: Neo arrivati in Italia）のためのコース、中等教育に進学した生徒のための専門教科に対応したラボラトリー、卒業試験用のラボラトリーなども適宜用意され、外国人児童生徒は初等教育から中等教育にかけて、適切なイタリア語支援を教育機関で受けられることになっている。

またラボラトリーでは、児童生徒はしばしば別のクラス、他の学校、他の国籍の児童生徒たちと一緒に学習することになる。つまり、学内と同時に地域の学校社会とゆるやかに交流する場にもなり、単にイタリア語を勉強するだけではない、より豊かな学びの場、そして新たな人間関係を得る機会にもなっている。

さらに、トレント自治県で実施されているラボラトリーはさまざまにある。非母語話者向けのイタリア語コースだけではなく、学校に応じて特色あるコースが提供されている。筆者が見学したトレント市内A総合学校では、楽器演奏や料理、

3Dプリンターを利用した作品制作のラボラトリー、移民の母語教育ラボラトリー等が企画され<sup>16)</sup>、外国人児童生徒もイタリア人児童生徒も参加し、異文化交流、多文化理解を育む場が形成されていた。

## 6. 自治県から学校及び職業訓練機関への提供サービス（第14条）

トレント自治県では、外国人児童生徒を受入れる学校及び職業訓練機関に対して、運営上のさまざまな問題に関する専門的助言を与えるコンサルティング業務、教員や専門職員用の研修<sup>17)</sup>、そして異文化間教育に関する文献資料サービスなどを提供している。

そのなかでも、トレント自治県図書館(Biblioteca della Provincia Autonoma di Trento)は異文化間教育推進のための専門的図書館として、近年運営が進められている公共施設として注目される。館内は全8セクションに分かれて書籍・視聴覚メディアが所蔵されており、図書館司書の図書経営関連図書をはじめ、トレント自治県議会の行政、政治、社会学関係のセクション、子ども・若者向けの雑誌、視聴覚教材、そしてグローバル市民権、及び異文化間教育関連の専門書・雑誌が配架されている。同館には、文化間メディエーターや担当教員など専門的に関わる人たちが通ってくる他、関心のある一般市民、そして外国人研究者なども、事前に利用登録を済ますことで図書の貸出が可能なシステムをとっており、県の重要な知的財産の一部をなす。さらに、移民の母親が子どもに読み聞かせるための絵本の収集や、母親・女性をテーマにした企画展示を行うなどの文化活動も行われており、教育都市トレントの異文化間事業推進の一躍を担う学外拠点として期待される場を生み出している<sup>18)</sup>。学校と行政、社会とのつながりを保つ公共施設として図書館のもつ意義は看過できず、多様性を受入れ、その利点を成長させる機関として、より多面的な活用方法が検討されているところである。

## 7. おわりに 一日本における外国人児童生徒の就学問題との比較

以上、イタリアのトレント自治県における外国人児童生徒の教育保障に関する法制度とその運用について、2008年に制定された「県教育制度における外国人児童生徒の就学と統合のための規則」を中心にみてきた。1990年代以降イタリアの学校における外国人児童生徒数の急激な増加が背景となり、国レベルの法整備が矢継ぎ早に出される中で、トレント自治県でも移民の子どもたちの教育保障と統合を目指すべく制定された実施規則であった。

本稿ではとくに行政及び教育機関による公的な教育保障の仕組みに関する第二章、第三章を検証した。まず第二章では、異文化間教育を推進し、外国人児童生徒の言語的・文化的困難を支援する専門職資源としてファシリテーターと文化間メディエーターが位置づけられていた。県はこれら専門職に研修及び資格制度を設け、独自の有資格者名簿を作成管理しながらニーズに応じた専門員の派遣を行うなど、すぐれた行政主導の組織的支援システムを構築していた。

また、学校及び職業訓練施設での個別指導コースやイタリア語の語学ラボラトリー（第三章）は、さまざまな困難を抱える子どもの特別なニーズに応じる柔軟な教育支援サービス実現の上で不可欠な教育手段・方法であった。

県が提供する研修、専門図書館での文献資料サービス等（第三章）もまた、教育活動に従事する担当者、専門職員のスキルアップとモチベーションを支える上で重要なサポートとなるものであり、アクター間の情報交換や交流の場としても大切な役割を担うものといえた。

すなわちトレント自治県の規則は、行政と教育機関、地域関連機関の有機的連携体制を構築し、これによってさまざまな困難を抱える子どもたちの自立と参加を導く組織的・効果的支援制度の構築を目指したものであったといえる。

ここで、日本における外国人児童生徒の状況に

についても少し触れておきたい。わが国では現在、不就学、又は就学確認できない学齢期の外国人の子どもが10,046人も確認されている（文部科学省2022a:12）。その要因として、小島（2015）は「外国人は就学義務の対象外」とされるため、「初等教育さえも保障していない」点を指摘する<sup>19)</sup>。国が外国人の就学を許可しつつもそれを義務化していない為、自治体によっては学齢期前に送付する就学案内も送付していないケースがあり、本来受けられるはずの支援すら受けられない問題が指摘されてきている<sup>20)</sup>。また、日本語学習支援を必要とする児童生徒等数（外国籍・日本国籍の合計）に目を移すと、2008年度には33,470人、2016年度には43,947人、2018年度には51,126人、2021年度には58,307人と年々増加しており（文部科学省2022b:10,30）、この問題に対して、すでに都道府県や市町村の教育委員会から日本語指導員、教科指導を含む総合的な専門指導員の養成増員、多忙な教員も参加できるオンデマンド型研修などを国主導型で実施を望む声、また根本的に予算増加の必要性を訴える声が地域から高まっている（文部科学省2022b:57）。

しかし、文科省の有識者会議で議論されている教員加配や基礎定数化措置（令和5年まで外国人児童生徒18名に対して1名配置が目指されている）の内容をみる限り、状況改善に至るには厳しい数値であり、これを「充実」（文部科学省2020a）と呼べるのかについても大きく疑問が残る。学校側の自助努力、ボランティア団体への依存状況は続いていることは依然変わっておらず、より深刻な社会問題になってきているとさえいえるだろう。

もう一度振り返ると、トレント自治県の規則は、行政主導の介入措置による外国人児童生徒の就学と教育保障を定めた好例であった。海外の事例であるものの、公的資金を投じた行政の介入的関与による条件整備、法制度はわが国における政策にも示唆を与えるものであり、国レベル、自治体レベルでいかなる協議がなされるべきかを再考するさまざまな実践的知恵が含まれていた。

少子高齢化と労働人口減少を危ぶみ、外国人労働者の力に期待する経済先進国は日本だけではない。欧州先進国のイタリアや経済身長の目覚ましい隣国の韓国や中国の香港においても、外国人移民の受入問題はますます大きな比重を占めてきている。日本には現在200カ国以上の国籍をもつ人々が暮らしている。国境を越えてきた人たちとその子どもたちが、最低限の保障を受け、人間として豊かに生きる権利をもって生きていける制度づくりは急務の課題といえるだろう。多様な国籍をもつ人々の存在が、日本の地域社会の持続可能性を高めてくれる、より豊かな力であることにも謙虚に目を向けていくべきだと思う。言語・文化・宗教思想の異なる人たちとの共生からの学びを得て、われわれもまた新たな成長に向かうことができるのであり、より成熟した民主的市民社会のあり方を見直す機会を彼らから与えられているのといえるだろう。

## 注

- 外国人向けの第二外国語としてのイタリア語教育に関する研究（Favaro 2002, Arici-Cristofori-Maniotti 2006, Arici-Maniotti 2009, 丸山 2015）はとりわけ蓄積が多く、母語教育（Akkari-Radhouane 2022）や複言語教育（Bertelli 2016）を扱った研究も増えてきている。
- 社会的な知見から外国人児童生徒の早期離学やセカンドチャンスに注目した研究についても近年増えてきている（Ventura 2012, Malusà 2019, Colombo 2015, 横井 2022）
- 移民教育の方法論として、現在盛んに研究されている領域として、異文化間教育（Tarozzi 2012, 高橋 2016, Malusà 2017）とシティズンシップ教育（Portera-Dusi-Guidetti 2010, Ellerani 2015, Tarozzi-Torres 2016）がある。
- Decreto del Presidente della Provincia 27 marzo 2008, n. 8-115/Leg. Regolamento per l'inserimento e l'integrazione degli studenti stranieri nel sistema educativo provinciale (27 marzo 2008 e successive modifiche 6 giugno 2011)
- イタリアには歴史的文化的な特色を保護する目的から通常州より自治権を多く獲得している特別自治州が現在5州ある。トレンティーノ＝アルト・アーディジェ特別自治州はその一つであるが、同州の自治権は2つの自治県にほぼ移譲され、実態としては自治県が法的・財政的に

- 州の権限を得た状態となっている（芦田 2017: 5, 工藤 2007: 88-89）。
- 6) Legge Provinciale 7 agosto 2006, n. 5: Sistema educativo di istruzione e formazione del Trentino, Art. 75: Inserimento e integrazione degli studenti stranieri
- 7) Legge 6 marzo 1998, n. 40, art 36 (Istruzione degli stranieri. Educazione Interculturale) において「外国人未成年 minori stranieri」の教育を受ける権利について明記された。移民法の成立背景については萩原（2009）を参照した。
- 8) Decreto del Presidente della Repubblica 31 agosto 1999, n. 394, capo VII, art. 45 (Iscrizione scolastica) において、外国人の子どもの「滞在身分」が正規・非正規に関わらず、未成年者は教育の権利主体であることが明記された。また、イタリア語学習支援、偏見によらない正当な学習能力評価、実年齢に即した学年クラス配置なども定められた。
- 9) Decreto Legislativo 15 aprile 2005, n. 76, art.1 (Diritto-dovere all'istruzione e alla formazione) , com. 6 において外国人の親・保護者に対しても、子どもに対する就学義務を負わせることが明記された。
- 10) CEFR とは、Common European Framework of Reference for Languages（ヨーロッパ言語共通参照枠）の略語。外国語の運用能力・熟達度を同一の基準で評価する国際指標で、イタリアでは、2009年7月15日付法律第94号第9条第2号乙（2010年12月1日施行）に基づき、長期滞在者許可証の交付条件にCEFRのA2レベル（日常の買い物ができるなど基礎段階の言語使用者）以上の資格取得を義務づけた。Legge 15 luglio 2009, n. 94, Art. 9 (Permesso di soggiorno CE per soggiornanti di lungo periodo), com.2-bis. 原文は以下《Il rilascio del permesso di soggiorno CE per soggiornanti di lungo periodo è subordinato al superamento, da parte del richiedente, di un test di conoscenza della lingua italiana, le cui modalità di svolgimento sono determinate con decreto del Ministro dell'interno, di concerto con il Ministro dell'istruzione, dell'università e della ricerca》官報：  
<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/gu/2009/07/24/170/so/128/sg/pdf>（最終閲覧日 2022年12月31日）
- 11) 異文化間教育 (educazione interculturale) に関しては、わが国で一般的に使用されている「異文化間教育」で統一しているが、mediatore interculturale の訳語に関しては、彌吉恵子（2016）の訳語を採用した。
- 12) 国際養子縁組を通じてイタリアにきた外国人の子どもたちの就学支援に関して、教育省は2014年に彼らのためのガイドラインを作成している（MIUR2014b）。但し、国際養子としてイタリアを訪れてくる子どもの数は年々減少傾向にあり、2001年3,915人、2005年2,304人、2015年1,741人、2019年1,033人、コロナ禍の2020年は533人、2021年598人とほぼ半減している（Ministero della Giustizia 2020）。
- 13) 1974年5月31日付大統領令代416号（D.P.R. 416 del 31 maggio 1974）により設置された学級単位の合議制機関。教員、保護者代表、生徒代表（後期中等教育のみ）からなり、年間の教育活動・方法の監査、教育の実験的プロジェクトについて意見を述べ、計画の決定に参加するなどの任務と機能をもつ。
- 14) イタリアでは、1992年2月5日付法律第104号において、知的障害、感覚障害、神経症性障害等に該当する子どもに対する「個別（特性別）教育計画」（piano educativo individualizzato）が義務づけられている。2010年10月8日付法律第170号において、対象者が発達障害、ディスクレシア、ディスカリキュリアにも広がり、個別学習計画（piano didattico personalizzato）として義務化されるようになった。さらに、2012年12月27日付省令及び2013年3月6日付大臣通達第8号において、学級評議会が決定した場合において、外国人児童生徒への個別授業計画（piano didattico personalizzato）も認可された。但し、これは学校側の努力義務とされている。
- 15) トレント自治県のPDPフォームの見本は、以下からもダウンロード可  
<https://www.iprase.tn.it/scuola-equa-personalizzazione-percorsi>（最終閲覧日 2022年12月31日）
- 16) 2022年11月9日(水) 10:00-13:00、トレント市内A総合学校で調査を行った際、ラボラトリーの参与観察も行った。A総合が校では、語学系授業のほか、ロボット製作や音楽美術など、月～金の間、ほぼ毎日20以上のラボラトリーの授業が提供されていた。
- 17) 県立教育研究実践研究所 (IPRASE: Istituto provinciale per la ricerca e la sperimentazione educativa) では、教員向け無料研修を対面式、オンデマンド式で常時さまざまなテーマで実施されており、すべてインターネット上から登録の上、参加申し込みが可能となっている。また、トレント市から設立支援を受けている国際協働センター (CCI: Centro per la Cooperazione Internazionale) でも、教員のスキルアップ用 e-learning の講座を有料・無料タイプで提供し（登録は無料）、差別問題に特化した INGRID プロジェクトによる講座も開講されている。
- 18) この情報は、筆者が2022年11月7-12日にトレント

自治県で調査を行った際、トレント自治県職員でトレント自治県図書館の図書館システム及び文化的参加課 (Ufficio per il Sistema Bibliotecario Trentino e la Partecipazione Culturale) に勤務するマルチェッロ・ラニエーリ氏 (dott. Marcello Ranieri) よりご説明をいただいたものである。尚、異文化間教育セクションの蔵書の多くはかつて、自治県によって1999年に設立された異文化間センター「ミッレヴオーチ」(Centro Interculturale Millevoci) (Arici 2012: 35-36) の蔵書で、ミッレヴオーチ閉鎖後、同施設で所蔵していた書籍類が自治県図書館に移されたとのことだった。

19) わが国の法制度では外国籍の子どもの親・保護者に「就学義務」を課していない。これについて文科省は、「外国人の子の保護者については、学校教育法第16条等による就学義務は課されていませんが、国際人権規約及び児童の権利に関する条約を踏まえ外国人の子の就学の機会を確保する観点から、希望する場合には教育委員会等は公立義務教育諸学校への就学を認めることが望まれます。」(傍線部は筆者による加筆)と述べている(閲覧サイト: 文部科学省); さらに、2020年の外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の報告においても、「外国人の子供の保護者に、日本人と同様に就学義務を課すことについては、子供の教育に関する義務と権利の在り方、外国人学校等との関係や、国際的な動向等を踏まえつつ、引き続き慎重な検討を行う必要がある。」(文部科学省 2020b: 19) (傍線部は筆者加筆)と再度、現段階で認めない主旨が繰り返されている。先行研究のなかで外国ルーツの子どもたちの不就学問題を指摘する研究は多数であり(宮島・太田 2005, 小島 2015, 山野上 2016, 山野上 2019)、とりわけ就学義務を課さない法的保障の不十分さが指摘されている。

20) 令和2年7月1日、文科省は外国人の子どもの就学促進、学習機会保障のために各教育委員会に自治体HPや広報誌を通じた情報提供、及び就学案内の徹底を取組むよう告知している(閲覧サイト: 文部科学省 (2020))。

## 日本語引用文献

芦田淳 (2017) 『イタリアにおける「地方国家」モデルの憲法原理とその実施をめぐる立法及び憲法裁判決の研究』、明治大学大学院 法学研究科 法律学専攻 2016年度 博士論文

工藤裕子 (2007) 「イタリアにおける国と地方の関係」、比較地方自治研究会、自治体国際化協会編『比較地方自治

研究会調査研究報告書平成19年度』、東京: 自治体国際化協会、pp. 79-144 (esp. 88-89)

小島祥美 (2015) 「特別の教育課程導入と外国人児童生徒の教育」、『移民政策研究』第7号、pp. 56-69

高橋春菜 (2016) 「イタリアにおける『インターカルチュラル教育』理念の位置づけ—ドイツ・フランスとの比較を中心に—」、『東北大学大学院教育学研究年報』第64集第2号、pp. 213-233

萩原愛一 (2009) 「イタリアの移民法」、『外国の立法』239号、国立国会図書館調査及び立法考査局、pp. 50-80

丸山圭子 (2015) 「『新しい学習者』としての移民—外国語としてのイタリア語とインターカルチュラル教育」、『日伊文化研究』第53号、pp. 76-83

宮島喬・太田晴雄編 (2005) 『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題』、新評論

文部科学省 (2020a) 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 (第8回) 議事録 令和2年1月21日

文部科学省 (2020) 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議「外国人児童生徒等の教育の充実にについて (報告) 令和2年3月」

文部科学省 (2022a) 「外国人の子供の就学状況等調査結果について 令和4年3月」

文部科学省 (2022b) 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について令和4年10月」

山野上麻衣 (2016) 「学びたい場で学ぶ自由をいかに支えるか—外国人の子どもの公立学校・外国人学校の選択をめぐる—」、『教育と社会』研究』26号、pp. 49-61

山野上麻衣 (2019) 「『子どもの貧困』からみる不就学—外国籍の子どもの不就学問題の20年をふりかえって—」、『グローバルコンサーン』第2号、pp. 86-103

彌吉恵子 (2016) 「イタリアにおける文化間メディアエーションの意義—ケアリング効果の検証を中心に—」、(移民政策学会 2016年年度年次大会、慶應義塾大学、2016年5月29日発表抄録)

抄録 URL:

[http://iminseisaku.org/top/conference/doc/160529\\_c1\\_yayoshi.pdf](http://iminseisaku.org/top/conference/doc/160529_c1_yayoshi.pdf) (最終閲覧日 2022年12月31日)

彌吉恵子 (2017) 「イタリアにおける文化間メディアエーターの役割—医療機関の職員としての活動を事例として—」、『移民政策研究』第9号、pp. 124-139

横井敏郎 (2022) 『教育機会保障の国際比較: 早期離学防止政策とセカンドチャンス』、勁草書房

## 外国語引用文献

- Akkari, Abdeljalil - Radhouane, Myriam (2022), *Intercultural approaches to education*. Cham: Springer (esp. Chapter 10 Awareness and Appreciation of Linguistic Diversity, pp. 133-146)
- Arici, Maria-Cristofori, Serena-Maniotti, Paola (2006), *Apprendere e insegnare la lingua per comunicare*. Editore Provincia Autonoma di Trento-IPRASE del Trentino, Trento: Tipografia Alcione
- Arici, Maria-Maniotti, Paola (2009), *Studiare storia e geografia in italiano L2. Unità didattiche per alunni stranieri della scuola primaria*. Trento: Erickson
- Arici, Maria ed. (2015), *Verso Una Nuova Cittadinanza STRUMENTI: intercultura interazione inclusione integrazione*, Fascicolo n. 2, Provincia Autonoma Trento Dipartimento della Conoscenza / Centro Interculturale Millevoci
- Arici, Maria - Bampi, Laura eds. (2012), *Verso Una Nuova Cittadinanza NORMATIVA: intercultura interazione inclusione integrazione*, Fascicolo n. 1, Provincia Autonoma Trento Dipartimento della Conoscenza / Centro Interculturale Millevoci
- Bertelli, Anna (2016), “Testo complesso, compito possibile: la strutturazione dell’input plurilingue in intercomprensione”, in Valentini, Ada (ed.), *L’input per l’acquisizione di L2: strutturazione, percezione, elaborazione*. Firenze: Franco Cesati, pp. 179-193
- Colombo, Maddalena (2015), “Early School Leaving in Italy. A Serious Issue, a Few ‘Vicious Circles’ and Some Prevention Strategies”, in *Scuola Democratica*, 2, pp. 411-424
- Ellerani, Piergiuseppe (2015), *Intercultura e cittadinanza. Nuove prospettive per la ricerca pedagogica*. Milano: Mondadori Bruno
- Eurydice (2004), *Integrating Immigrant Children into Schools in Europe*. Brussels, p. 3
- Favaro, Graziella (2002), *Insegnare l’italiano agli alunni stranieri*. Milano: La Nuova Italia
- GLI: Gruppo di Lavoro Istituzionale sulla Mediazione Interculturale (2014), *La Qualifica del Mediatore Interculturale. Contributi per il suo inserimento nel futuro sistema nazionale di certificazione delle competenze*. (Progetto Confinanziato dal Fondo Europeo per l’Integrazione di Cittadini di Paesi Terzi 2007-2013). 以下参照
- <https://www.integrazionemigranti.gov.it/AnteprimaPDF.aspx?id=1588> (最終閲覧日 2022年12月31日)
- Malusà, Giovanna (2017), “Equity in educational systems and policies: a difficult social justice choice”, in *Encyclopaideia*, XXI (47), pp. 86-122
- Malusà, Giovanna (2018), “Il fallimento delle prescritte soluzioni: un approccio critico all’insuccesso scolastico dei minori di origine migrante in Italia”, in *Encyclopaideia*, XXII (51), pp. 46-63
- Malusà, Giovanna (2019), *Riuscire a farcela. Pianificare percorsi di successo scolastico per studenti di origine migrante*. Milano: Franco Angeli
- Mazzocato, Greta (2007), *Il facilitatore linguistico: Figura ponte tra l’allievo straniero e la scuola*. Supplemento alla rivista EL.LE 以下参照
- <https://www.itals.it/il-facilitatore-linguistico-figura-ponte-tra-lallievo-straniero-e-la-scuola>
- MI: Ministero dell’Istruzione (2022), *Gli alunni con cittadinanza non italiana A.S. 2020/2021* (luglio 2022)
- MIUR (2014b), *Linee di indirizzo per favorire il diritto allo studio degli alunni adottati*
- Ministero della Giustizia (2022), *Dati statistici relativi all’adozione. Serie storiche 9 maggio 2022. La raccolta dei dati*. [表] Adozioni di minori stranieri negli anni dal 2001 al 2021. 以下参照
- [https://www.giustizia.it/cmsresources/cms/documents/Adozioni\\_serie\\_storiche\\_fino2021.pdf](https://www.giustizia.it/cmsresources/cms/documents/Adozioni_serie_storiche_fino2021.pdf)
- Portera, Agostino - Dusi, Paola - Guidetti, Barbara (2010), *L’educazione interculturale alla cittadinanza*. Roma: Caroscci, pp. 15-28 (esp. pp.27-28)
- PAT: Provincia autonoma di Trento (2021), *Trasformare sudditi in cittadini è miracolo che solo la scuola può fare. Dati statistici anni scolastici 2014/2020*, Ufficio per le politiche di inclusione e cittadinanza
- Tarozzi, Massimiliano (2012), “Intercultural or multicultural education in Europe and the United States”, in Bruno Della Chiesa, Jessica Scotto and Christina Hinton (eds.), *Languages in a Global World: Learning for Better Cultural Understanding* (Chapter 22). Paris: OECD Publishing, pp. 393-406 (esp. p. 395)
- Tarozzi, Massimiliano - Torres, Carlos Alberto (2016), *Global Citizenship Education and the Crises of Multiculturalism*. London-New York: Bloomsbury Academic, pp. 39-116

Ventura, Michela (2012), “Insuccesso scolastico ed equità del sistema d’istruzione in Italia: il possibile contributo della critical pedagogy”, in *Encyclopaideia*, XVI (32), pp. 63-98

### 閲覧サイト（最終閲覧日はすべて2022年12月31日）

- 文部科学省「小・中学校等への就学について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shugaku/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/index.htm)
- Consiglio della Provincia Autonoma di Trento. Codice provinciale  
 (1997年7月14日県法第11号第2条第1項の改正は以下参照)  
<https://www.consiglio.provincia.tn.it/leggi-e-archivi/codice-provinciale/Pages/legge.aspx?uid=830>  
 (2006年8月7日付県法第5号第75条「外国人児童生徒の就学と統合」の原文は以下参照)  
<https://www.consiglio.provincia.tn.it/leggi-e-archivi/codice-provinciale/Pages/legge.aspx?uid=15633>  
 (2008年3月27日、トレント自治県知事命令第8-115/Leg.号「県教育制度における外国人児童生徒の就学と統合のための規則（2011年6月6日修正）」は以下参照)  
<https://www.consiglio.provincia.tn.it/leggi-e-archivi/codice-provinciale/Pages/legge.aspx?uid=18139>
- ISTAT: popolazione2022 イタリア人口統計 (Popolazione residente al 1° gennaio (2022) - Italia, regioni, province)  
[http://dati.istat.it/Index.aspx?DataSetCode=DCIS\\_POPRES1](http://dati.istat.it/Index.aspx?DataSetCode=DCIS_POPRES1)
- Save the Children  
 (2008年3月27日、トレント自治県知事命令第8-115/Leg.号「県教育制度における外国人児童生徒の就学と統合のための規則（2011年6月6日修正）」の公報：B.U. Trentino-Alto Adige 3 giugno 2008, n. 23)

[https://legale.savethechildren.it/wp-content/uploads/wpallimport/files/attachments/\\_DatasImport/pdf/d.p.p.\\_27.03.\\_2008\\_n.\\_8-115\\_leg\\_trentino.a\\_trento.pdf](https://legale.savethechildren.it/wp-content/uploads/wpallimport/files/attachments/_DatasImport/pdf/d.p.p._27.03._2008_n._8-115_leg_trentino.a_trento.pdf)

- Tuttitalia.it のトレント自治県人口統計

<https://www.tuttitalia.it/trentino-alto-adige/provincia-autonoma-di-trento/statistiche/cittadini-stranieri-2021/#:~:text=Gli%20stranieri%20residenti%20in%20provincia,%2C1%25%20della%20popolazione%20residente>

### 謝辞

本論は、多数の方々のご支援・ご協力のもとに執筆できたものである。とりわけ、2022年11月7-12日にトレント自治県で実施した調査期間、トレント自治県の「包摂とシティズンシップ政策課」で移民教育保障の担当を務めるクラウディア・フィリッピ氏 (Dott.ssa Claudia Filippi)、県立教育研究実験研究所 (IPRASE) の研究員マリア・アリーチ氏 (Dott.ssa Maria Arici)、トレント自治県図書館の司書マルチェッロ・ラニエーリ氏 (Dott. Marcello Ranieri)、ヴェローナ大学及びボルツァーノ自由大学客員教授所ジョヴァンナ・マルサ教授 (Prof.ssa Giovanna Malusà)、より様々な情報及び資料提供をいただいたことをここに記して深謝の意を表す。

また、本研究は JSPS 科研費 JP18H00970「拡散・拡張する公教育と教育機会保障に関する国際比較研究」（代表 横井敏郎教授）の助成を受けた成果の一部である。

## Abstract

This article examines the “Regulations for the enrollment and integration of foreign students in the provincial education system” (D.P.P. No. 8-115/Leg. of 27 March 2008) issued by the Autonomous Province of Trento in the light of the preceding immigration situation in Italy and the associated national and regional legal systems. In order to guarantee the right to education and equal opportunities, and in response to the educational needs of children with an immigrant background, the Autonomous Province of Trento established a set the Regulations, underlined the necessity for actions and interventions by local government bodies and all provincial institutions and set the ambitious goal of immigrant integration. Special emphasis was given, therefore, to restrictive inventions such as the management of using professional resources (linguistic facilitators, intercultural mediators), legal support to study the mother tongue, flexible curriculums on based on PDP, and establishment of the laboratories to study Italian as a second language. As a result, their reciprocal functions worked well and have contributed, at present, to a guaranteed right to education and equal opportunities for immigrant children.

The issue of educational support for foreign children and the expansion of their access to school is now also a political and social issue in Japan. Therefore, in consideration of the necessity of administrative and legislative invention and actions, even if restrictive, we also must undertake more serious reflection on these issues and attempt to shape a new support system for immigrant children within the Japanese context.

**Key Words** : immigrant policy, integration, educational guarantee, Italy, Provincia Autonoma di Trento

**2008年3月27日付 県知事命令第8-115/Leg.号 [1]<sup>1)</sup>**  
**「県教育制度における外国人児童生徒の就学<sup>2)</sup>と統合のための規則」**  
**(2006年8月7日付 県法第75条第5号)**

[1] 2008年6月3日、トレンティーノ＝アルト・アーディジェ特別自治州公報第23号に掲載<sup>3)</sup>

望月 由美子 訳

県知事は、

—1972年8月31日付大統領令第670号第53条「トレンティーノ＝アルト・アーディジェ特別自治州のための特別基本法に関する憲法統一法典の承認」<sup>4)</sup>に基づき、県知事は自らの命令をもって、県政府が決定した諸規則を公布する；

—同第54条第1項第1号に基づき、県政府は県議会が可決した法律の執行に関する規則を制定する権限をもつ；

—2006年8月7日付県法第5号第75条に基づき；  
 —「県教育制度における外国人児童生徒の就学と統合に関する規則」（2006年8月7日付県法第5号第75条）の承認に係る、2008年3月14日付トレント自治県議会決議第581号<sup>5)</sup>に基づき

以下の規則を公布する：

## 第一章 目的と対象者

### 第1条 目的と定義

1. この規則は、2006年8月7日県法第5号第75条（トレント自治県の学校及び職業訓練の教育制度）<sup>6)</sup>、以下、「県法」と呼ぶ、の施行にあたり、トレント自治県立の学校及び職業訓練機関に在籍する外国人児童生徒の就学と統合への介入と、諸活動に関する推進と支援を規定する。とくに、以下を目的とする：

- a) 異文化間プロジェクトの実施と統一、且つ共有された組織的方法の措置を通じて、外国人児童生徒の就学と統合を促進すること；
- b) 外国人児童生徒のイタリア語の習得と上達を支援すること；

- c) 母語の習得と維持を奨励すること；
- d) 県立の学校及び職業訓練機関の学習計画を、現行の規則で定められた範囲内で、個別コースを考慮しつつ、さらに児童生徒が出身国で得た経験を活かすという目的においても調整すること；
- e) 外国人児童生徒個人の、及び専門的な学習とその成長を促すために、適切な教材や道具を実現すること；
- f) 学校及び職業訓練の領域において、十分な教育の権利と統合のプロセスの質を保障すること；
- g) 言語的ファシリテーション、並びに異文化間メデイエーションの分野における専門的な能力の成長を通じて、専門性の高い人材活用を奨励すること；
- h) 生涯学習事業の実施に関して、外国人児童生徒がすでに有す資格と専門技能の承認を支援する；
- i) 児童生徒、家族、学校担当者のなかに異文化間接触を増強させ、事業に関する専門的助言と調整のサービスを活発化させながら、学校と外国人家族、外国人家族とイタリア人家族との間のコミュニケーション、並びに繋がりの実現に向けた活動を促進すること。

2. この規則のために、トレント自治県の教育及び職業訓練機関では：

- a) 外国人児童生徒の母語 / 継承語は第一言語と捉え、L1 という略語で表示する；
- b) 外国人児童生徒に教えるイタリア語は第二

言語と捉え、L2 という略語で表示する；

- c) 第2条1項(a)、並びに(b)で特定される対象者は“児童生徒(studenti)<sup>7)</sup>”を指す[2]。

[2] 2011年6月6日付県知事命令第9-67/Leg.号<sup>8)</sup>  
第1条第1項により置き換えられた項

## 第2条 対象者

1. 本規定が規定する介入、及び活動の対象者である：
  - a) 教育・職業訓練の第一、及び第二教育課程<sup>9)</sup>に通学する児童生徒のうち、イタリア国籍をもたず、言語的支援を必要とする者、すなわち：
    - 1) イタリアの領域内に滞在して1年未満であり、コミュニケーションのためのL2習得支援のため、介入を必要とする者；
    - 2) イタリアの領域内にすでに1年以上滞在中、コミュニケーションのためのL2の運用能力を向上させるために、介入的関与を必要とする者であり、さらに特定の専門分野の教科、並びに専門用語を勉強し習得するために、同L2の漸進的な習得支援のための介入を必要とする者；
  - b) 第一、及び第二教育課程の学校、または職業訓練機関に通学する社会的・文化的支援を必要とする児童生徒で、以下の条件のいずれかに該当する者：
    - 1) イタリアの領域内に移民家族と共に滞在中、若しくは、移民家族に再結合<sup>10)</sup>された者；
    - 2) イタリアで移民家族から生まれた者；
    - 3) イタリア人と外国人のパートナー間で生まれた子ども<sup>11)</sup>；
    - 4) 国際養子縁組でイタリアに来た者；
  - c) 児童生徒の教育、及び職業訓練課程への家族の参加を高めるため、a) およびb)で示された児童生徒の家族
2. (本規則の目的上、第1項で特定される対象者は、“児童生徒”と記す)[3]。

[3] 2011年6月6日付県知事令第9-67/Leg.号第2条第1項により廃止された項

## 第3条 県の介入と活動

1. 県は、県法第85条及び第112条で規定された資源の範囲内で、以下の目的の介入と活動の促進、支援、並びに実施を通じて異文化間教育を支援する：
  - a) 専門的助言、及び文献サービスの促進；
  - b) 県立の学校及び職業訓練機関で行う、統合の活動を担当する教員、担当者のための研修コースの実施；
  - c) 県法第86条第4項に従い、また県政府が定めた方式と基準に基づいて、本規則第6条と第7条が定める(専門性を有した)教員を県立学校及び職業訓練機関に配置すること；
  - d) 県法第75条で規定された目的範囲に入る、他のすべての介入の実施。
2. 県政府は、第1項b)で規定された研修コース実現のための方式、内容、基準を定める。
3. 県は、第7条、第8条、並びに第10条が規定する、言語的ファシリテーター、さらに文化間メディエーターの必要資格を取得する教員と担当者の特別な名簿作成を用意する。
4. すべての児童生徒に対して、最低限の統合と介入を保証するため、県政府は、効果と公平の基準に従い、介入の実施、及び資源の活用を促進すべく、ガイドラインと行動指針を定めることができる。

## 第4条 県立の学校及び職業訓練機関の介入と活動

1. (本規則の)第3条で定めた介入、並びに活動の範囲内で、県立の学校及び職業訓練機関は、法令及び内規が定めるところに従い、内部組織を利用しつつ、児童生徒の就学と統合のための介入、活動の計画、並びに実施のため、異文化間活動の調整を行うことを以下により保証す

る：

- a) 学校計画に含む、異文化間分野に係る教育的、並びに組織的な取り組みの選択肢の規定；
- b) 異文化間プロジェクトの準備、とくに（本規則の）第9条で定められたところに従い、児童生徒の受入規約を定める；
- c) 学校、家庭、及び地域を繋ぐ活動の規定と実施。

2. 教育、及び職業訓練課程への就学を支援するため、さらに異文化間教育の方向性で発展することを支援するため、県立の学校及び職業訓練機関は、とくにその計画のなかに次のものを定める：

- a) （児童生徒が）すでに有している能力を生かし、その人間性、個人的及び職業的能力の十分な成長を妨げる、もしくは遅らせる可能性のあるあらゆる困難を克服するために、必要な区別と調整に特徴づけられた児童生徒のための学校教育及び職業訓練のコース；
- b) 異文化間教育を広め、偏見の態度と闘い、並びに対話と交流、受入に開かれた手立ての習得奨励を目的とする、イタリア人も含めたすべての児童生徒に向けての計画と活動。

## 第二章 児童生徒の統合と異文化間教育のための専門職資源

### 第5条 専門職資源

1. 児童生徒とその家族を、学校、並びに職業訓練に統合するための介入、及び活動を実施するため、県立の学校及び職業訓練機関はとりわけ以下の専門職資源を活用する。
  - a) 異文化間事業責任者；
  - b) 言語的ファシリテーター；
  - c) 文化間メディエーター。

### 第6条 異文化間事業責任者 [4]

1. 異文化間事業責任者は、教育機関の介入、及び活動の一連の決定過程を支援する県立の学校

及び職業訓練機関の教員であり、とりわけ次の任務を負う：

- a) 異文化間のさまざまな介入、並びに活動に携わる主体者たちの基準を設ける；
- b) 教育機関の計画で定められた異文化間事業を活性化するための繋がり、及び提案の役割を担う；
- c) 異文化間分野の活性化を図るための研修の要望をとりまとめて準備する。

[4] 2011年6月6日付県知事令第9-67/Leg.号第3条に差替えた条文

### 第7条 言語的ファシリテーター [5]

1. 言語的ファシリテーターは、県立の学校、または職業訓練機関の教員であり、通学する児童生徒のL2習得を支援する役目を、教育方法及び教育計画で定められているところに従い、委ねられている。配属された職員のなかに、（本規則第7条の）第3項の必要資格を有す教員が見つからない場合は、県立の学校、並びに職業訓練機関は、言語ファシリテーターとして（本規則の）第3条第3項に規定する名簿に登録された外部専門員を利用することができる。
2. 対人コミュニケーション、及び教育課程で定められた教科学習を支援するため、言語的ファシリテーターは（次のことを行う）：
  - a) L2習得の発展を目的とした、児童生徒のための教室、またはイタリア語のラボラトリーにおいて行われる取り組みの活性化を推進、または直接的に提供する；
  - b) 教科担任の仕事を統括、及び支援し、彼らと共に児童学生の特定の言語ニーズに応えるための介入的関与の計画、決定、並びに評価において協力する。
3. 言語的ファシリテーターの志望者は、（本規則の）第3条第3項に定める名簿に登録されるために、以下の要件を満たす必要がある：

- a) イタリア語の知識に関して：イタリア語の母語話者、またはヨーロッパ言語共通参照枠のレベル C2 に相当するイタリア語の能力を有する者、もしくはイタリアの大学で3年制以上の課程を修了した者。県議会は、イタリア語を母国語であると申告した者についてイタリア語の知識レベルを確認するための基準及び方法を定める；
- b) 学歴に関して：3年制以上の大学卒業資格、もしくはイタリアの学校教育機関における教育能力資格；
- c) 研修に関して：第二外国語としてのイタリア語教授法を学ぶために県が企画した、もしくは県の認定した特定の研修に150時間以上通っていること、また海外のイタリア語教育機関において国の現行規定に従い、5年間以上、教師として働いており、かつ県が計画した、もしくは県が認定した特定の講座に20時間以上通った者。県政府はこの条文の基準と方式を定める。

[5] 2011年6月6日付県知事令第9-67/Leg. 号第4条に差替えた条文

### 第8条 文化間メディエーター [6]

1. 文化間メディエーターは、(本規則の)第9条が規定する、受入規約で定めたところに従い、県立の学校及び職業訓練機関において以下の内容を促進し、支援する：
  - a) 児童生徒の最初の受入；
  - b) 学校と家庭の関係；
  - c) 異文化間の介入、及び計画の実施。
2. 文化間メディエーターの志望者は、(本規則の)第3条3項に規定する名簿に登録されるために、以下の要件を満たす必要がある：
  - a) L1の知識に関して：県政府はその言語能力を証明するための方法と基準を定める；
  - b) イタリア語の知識に関して：ヨーロッパ言語共通参照枠の B2 レベルに相当するイタリ

- ア語の能力証明、もしくはイタリアの後期中等教育を修了した卒業資格(ディプロマ)を取得していること；
- c) 学歴に関して：12年以上の学習歴に相当する教育課程に通学し、その最終学歴を有すること；
- d) 研修に関して：教育分野の文化間メディエーションに関して、県が企画した、もしくは県が認定した特定の研修に150時間以上通っていること、もしくは、イタリアの学校、または職業訓練機関のもとで最近過去5年間、年100時間以上、文化間メディエーションの活動に携わっていること。県政府はこの条文の基準と方式を定める；
- e) 個人的経験に関連して：県政府が定義したような移民の体験があること。

[6] 2011年6月6日付大統領令第9-67/Leg. 法第5条に差替えた条文

## 第三章 児童生徒の統合と異文化間教育に関する介入実施のための手段とサービス

### 第9条 受入規約

1. 県立の学校及び職業訓練機関は、学校計画で検討した選択教科に従い、かつ機関のさまざまな組織能力を考慮し、児童生徒の受入規約を適正な就学と効果的の包摂を保障すること、さらに異文化間対話を促進することを目指して準備する；とくに受入規約では次のように定める：
  - a) 学校登録に関する県政府決議が定めた内容に留意し、児童生徒の登録を確実にするための組織的方式；
  - b) 児童生徒の学年配置、及び入学時期の基準；
  - c) L2の教育活動の組織化、及びL2習得の初期介入の原則的枠組、さらにL1維持に向けた方式；
  - d) 受入過程に携わる学校担当者の任務；
  - e) 児童生徒の就学を手助けする(教育的)ゆとり、場、時期、行動の検討；

f) 教育機関、家族、並びに地域間の協力、連携、コミュニケーションの形式。

2. 受入規約は、教育機関が急速な変化を察知した場合、もしくは得られた経験に基づき、補足、及び改めることができる。

## 第10条 個別指導コース

1. 県立の学校及び職業訓練機関は、各児童生徒のために個別指導コースを、それぞれの教科と関わらせながら規定するために、学校就学時の児童生徒が有していた最初の学力、及び職業訓練レベルを確認するよう対処する。

2. 児童生徒の優先目標がイタリア語習得であることは変わらないまま、個別指導コースはとくに以下の方法を介して展開し、実施する：

a) 以前の教育課程ですでに伸ばしてきた能力（コンピテンシー）の認定にとりわけ配慮しつつ、教育目標と内容を調整し、さらに児童生徒の状況に適合させた教育及び職業訓練の戦略を検討すること；

b) コース修了に必要な所定レベルへの到達を目指す点はそのままとして、児童生徒に理解が難しいと思われる教科の授業を一時的に中断することも含め、年間指導方法の差別化を図る介入を行う [7]。

3. 1997年7月14日付県法第11号第2条第1項（義務教育における外国語教育。1983年4月29日付県法第12号、及び1986年6月23日付県法第15号の改正）、並びに第5項の規定に基づき、外国語学習は県立の学校及び職業訓練機関の資源利用で互換可能な場合、第1言語の学習に切替えることできる。そのために、L1教育に必要な学位を有す教員を利用する；対応できる教員がいない場合は、（本規則の）第7条で定めた言語的ファシリテーターを、L1教育に必要な学位取得者であることを条件に、利用することができる。教員、並びに言語ファシ

リテーターが利用できない場合、（本規則の）第8条に規定されている文化間メディエーターで、以下の追加要件を満たす者を利用することができる：

a) イタリア語の知識に関して：欧州評議会が策定したヨーロッパ言語共通参照枠のC1レベル相当を証明するイタリア語能力；

b) 学歴に関連して：初等教育学の学位取得者、もしくは3年制以上の大学卒業資格でそのカリキュラムに外国語または外国文化、もしくは、母語、言語学、または言語教育学の試験が含まれていること；

c) 研修に関して：県が企画した、もしくは県が認定したトレント県の学校及び職業訓練の教育制度に関するコース、とりわけ外国語の教育に係る特定の研修の追加コースに通っていること [8]。

4. 学級評議会は学校計画の決定に基づき、また第5項の規定に従い、外国語の代替が適切である場合を検討し、どの外国語に代替すべきかを定める。この場合、参照する学習計画は他の外国語教育のために用意されたものとなる。

5. 県政府は、1997年県法第11号第2条の実施準備として、本条文の実施規定についても定める。とりわけ、児童生徒への対応、及び学習機会の平等性を確保するために、外国語学習の代替と免除のための組織基準と同様、第3項c)に定める研修活動の促進、関連証明書発行の方式と基準を定める。

[7] 2011年6月6日付大統領令第9-67/Leg. 号第6条第1項に差替えた条文

[8] 2011年6月6日付大統領令第9-67/Leg. 号第6条第1項に差替えた条文

## 第11条 児童生徒のためのイタリア語の語学ラボラトリー

1. 県立の学校及び職業訓練機関は、介入に安定

性と継続性を与え、学習意欲を育むために“L2 ラボラトリー”と呼ぶ常設の（学習の）場を児童生徒に利用できるようにする。L2 ラボラトリーは、統合の取り組みを支え、教室環境で行われる活動を発展させるために、全教員が介入と実施すべき活動について見解を共有し、調整を前提としながらも、承認する（学習の）場を形成する。

2. L2 ラボラトリーの活動には、言語学習のニーズ分析によってレベル分けされた児童生徒個人またはグループが学級評議会の評価及び言語ファシリテーターの同意に基づいて参加する。グループ構成は児童生徒が所属するクラス、出身地、L1（母語）に依拠しない；複数の学校が協同運営するラボラトリーの場合のグループ構成もまた、（その児童生徒が）所属する県立の学校及び職業訓練機関に依拠しない。

3. 児童生徒のグループ編成は、次の事柄を促進することを目的とする：

- a) 日常生活で繰り返される状況においても、学校及び学外においても、コミュニケーションと行動の双方に役立つ言語習得；
- b) コミュニケーションのためのL2の習得レベルを、受容と生産の両面で深化させ、実行すること；
- c) L2レベルの読み書きの基礎能力の向上；
- d) 特定分野の教科と専門用語を勉強し、習得するためのL2を段階的に学習すること。

4. 児童生徒のL2ラボラトリー参加は、学習ニーズとグループの配置を考慮しつつ、調整、変更が可能である。とくに、以下の柔軟な方式に沿って組織することができる：

- a) 全教育年度を通じて、1日の最短時間割数をもって；
- b) 初期集中期間も含む段階的スケジュールをもって。集中コースはさらに以下の場合に準備される：

- 1) イタリアに来て間もない児童生徒のために、特定されたニーズと学習目標に到達するフローに応じて年間数回に分けて行うべき場合；
- 2) 専門教科の用語の入門コースとして；
- 3) 国家試験や卒業資格（ディプロマ）試験の準備として。

5. 県立の学校及び職業訓練機関は自らの組織的自主性の範囲内で、ラボラトリーの活動を学校時間内、学校時間外、さらに教育活動の中断時期においても企画できる。

## 第12条 母語の維持と保障

1. 県立の学校及び職業訓練機関は、学校計画の範囲内でL1の使用を支援し、維持する方式と介入を検討する。とりわけ、以下の活動の発展に関連して：

- a) イタリア人の児童生徒にも開かれたL1コースの活性化；
- b) 言葉とアルファベットの豊かさと多様性を際立たせる教育単元の開発；
- c) 家族の参加と多言語コミュニケーションの利用。

## 第13条（国際）養子となった外国人未成年の就学のための特別介入

1. 県立の学校及び職業訓練機関は、養子縁組した外国人未成年者の就学のため、そして教育及び職業訓練の権利義務を遂行させるために、あらゆる形の必要な柔軟性を発揮することを保証する。

- a) 教育機関の入学時期；
- b) 学校教育または職業訓練の受講期間。

2. 学期開始後、もしくは開始直前にイタリア入国した未成年養子のため、県立の学校及び職業訓練機関では、（子どもが）新しい親と感情的な絆を築くための便宜と支援に向けた計画的な方法を検討しておく。この方法は養子縁組後の過

程で家族、及び家族に寄り添う支援サービスと結びつけて定める。

3. 県政府は、第1項を実施する目的で特定行動の指針を定めることができる。

#### 第14条 専門的助言（コンサルティング）、研修、文献資料サービス

1. 県は、県立の学校及び職業訓練機関に対して、特定の活動場の提供、並びに県内の公的、かつ私的な主体との特定協定の推進を通じて、以下の事柄に関する専門的助言、研修、並びに文献資料のサービスを保証する：
  - a) 学校担当者及びその他の関係者に対して、異文化間、及び多文化のさまざまな問題に対する専門的助言の提供、とくに児童生徒の就学と統合を目的とした方法に言及するもの；
  - b) 学校担当者、文化間メディエーター、並びに言語的ファシリテーターのための育成研修とスキルアップ研修の計画、実施；
  - c) 指導方法及び教育的活動を助ける教材の普及と制作；
  - d) 図書館、ビデオライブラリー、専門的な定期刊行物資料館の運営管理；
  - e) 異文化間の知識、統合、交流を図るための過程、計画の実施を促進すること；
  - f) その分野で活動する活動主体、及び地域の現実との協働。

### 第四章 最終の、及び一時的な規定

#### 第15条 国認定の学校<sup>12)</sup>、及び職業訓練機関のための規定

1. 第1条に定める目的を追求するために、児童生徒の就学と統合のための活動、並びに介入を行う国認定の教育及び職業訓練機関は、県法第76条の実施規則で定めた基準と方式に従い、限度額の範囲内で県からの拠出金の対象となる。

#### 第15条乙（専門）職員の活用を保証するための最終規定 [9]

1. 言語的ファシリテーター、並びに文化間メディエーターを探すために、県立の学校及び職業訓練機関は、(本規則の)第3条第3項に基づいて作成された名簿を利用する。これらの名簿に言語的ファシリテーター、並びに文化間メディエーターが見つからない場合、教育機関は、研修要件が最低50時間に短縮される点を除き、第7条、及び第8条にそれぞれ規定された要件を満たす教員、及び外部担当者に、同機関に課せられた活動、並びに業務を一時的に委託することができる。県議会は、本条文を適用するための基準および手続方法を定めるものとする。

[9] 2011年6月6日付大統領令第9-67/Leg.号第7条により追加された条文

#### 第16条 規則の効力と初回適用時に関する規定

1. この規則は、発効日の翌年から適用されるものとする。
2. (本規則の)第3条第3項に定める名簿が作成されるまでの間、第7条、第8条、及び第10条が定めた言語的ファシリテーター、並びに文化間メディエーターに課せられた活動と任務は、最低30時間、上記専門員の特定任務と活動に関連する研修コースを受講した教員、専門家が行うものとする。

3. 職業訓練センターに関して、国認定の職業訓練機関として承認される日まで、県は、この規則が定める目的の実施を可能にするため、1987年9月3日付県法第21号（職業訓練法）<sup>13)</sup>第11条に規定する協定の適合を促進する。

この命令は県の公報に掲載される。  
何人もそれを守り、守らせる義務がある。

## 注

- 1) 本文中ある [ ] 内の番号は法文の原注番号であり、一方、1) 2) と示した番号は筆者による注記である。尚、2011年6月6日に条文の置き換え、削除修正が行われており、原注でその箇所が記されている。
- 2) イタリア語の inserimento (挿入、[全体の] 一員になること) をここでは「就学」と訳している。
- 3) Bollettino Ufficiale Trentino-Alto Adige 3 giugno 2008, n. 23
- 4) Decreto del Presidente della Repubblica 31 agosto 1972, n. 670. Approvazione del testo unico delle leggi costituzionali concernenti lo statuto speciale per il Trentino-Alto Adige
- 5) Deliberazione Giunta Provinciale di Trento, 14 marzo 2008, n. 581
- 6) articolo 75 della legge provinciale 7 agosto 2006, n. 5 “Sistema educativo di istruzione e formazione del Trentino” (b.u. 16 agosto 2006, n. 33, suppl. n. 2) 「トレント自治県立の学校及び職業訓練の教育制度」(公報 2006年8月16日補遺第33号に掲載)
- 7) イタリア語で studente (複数形 studenti) は通常、「学生」「生徒」であるが、ここでは初等教育に通う児童も含むため、「児童生徒」の訳で統一した。
- 8) Decreto del Presidente della Provincia 6 giugno 2011, n. 9-67/Leg. Modificazioni del regolamento per l’inserimento e l’integrazione degli studenti stranieri nel sistema educativo provinciale (articolo 75 della legge provinciale 7 agosto 2006, n. 5) 「県教育制度における外国人児童生徒の就学と統合の規則改正」
- 9) イタリアの学校制度において、第一教育課程は初等教育 (6-11 歳) の 5 年間と前期中等教育 (11-14 歳) の 3 年間をあわせた 8 年間、第二教育課程は後期中等教育 (14-19 歳) の 5 年間をさす。義務教育は 6 ~ 16 歳までの 10 年間とされている。
- 10) イタリアにおける家族再結合の制度については、1999 年大統領令第 394 号第 6 条で規定されている。D.P.R. 15 giugno 1999, n. 394. Regolamento recante norme di attuazione del testo unico delle disposizioni concernenti la disciplina dell’immigrazione e norme sulla condizione dello straniero, a norma dell’ articolo 1, comma 6, del decreto legislativo 25 luglio 1998, n. 286
- 11) 原文では「figli di coppia mista」と表記。
- 12) 運営主体は国ではないが、自治体や民間の教育専門機関等によって公的サービスとして運営されている教育機関。国の卒業資格を取得できる点が私立学校と異なる点である。2000年3月10日付法律第62号 (legge 62 del 10 marzo 2000) によって規定。イタリア教育省公式サイト参照。以下、  
<https://www.miur.gov.it/web/guest/cos-e-la-scuola-non-statale>
- 13) Legge Provinciale 3 settembre 1987, n. 21. Ordinamento della formazione professionale (b.u. 15 settembre 1987, n. 41)

